

犯罪被害者等給付金支給法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年四月二十七日）政令 第百二十九号

内閣は、犯罪被害者等給付金支給法（昭和五十五年法律第三十六号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。
 犯罪被害者等給付金支給法施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一 遺族給付金の表中

二、六〇〇円
三、二〇〇円
四、三〇〇円
五、三〇〇円
六、〇〇〇円
六、二〇〇円
六、一〇〇円
六、一〇〇円
五、一〇〇円
四、一〇〇円

を

二、七〇〇円
三、四〇〇円
四、五〇〇円
五、六〇〇円
六、三〇〇円
六、五〇〇円
六、四〇〇円
六、四〇〇円
五、四〇〇円
四、三〇〇円

に改める。

別表第二の二 障害給付金の表中

三、〇〇〇円
三、六〇〇円
四、九〇〇円
六、一〇〇円
六、八〇〇円
七、一〇〇円
七、〇〇〇円
六、九〇〇円

を

三、二〇〇円
三、八〇〇円
五、一〇〇円
六、四〇〇円
七、一〇〇円
七、五〇〇円
七、四〇〇円
七、二〇〇円

に改める。

附 則

五、九〇〇円
四、七〇〇円

六、二〇〇円
四、九〇〇円

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第二の規定は、昭和五十七年四月一日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。